

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	梁辰雪
論文題目	唐宋時代陰陽書の研究		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、中国唐宋時代の陰陽書の内容を具体的に解明するために、日本の研究機関が所蔵する複数の写本を主たる研究材料として緻密な考証を試みた研究である。</p> <p>陰陽書とは何か。この問いに答えるための直接的な材料は、現在僅かしか残っていない。通説では、陰陽五行思想によって日取りを選択する術を記した書物と説明されてきたが、僅かに残る佚文からは、宅地や墓地の選択や人の命運を占う術をも含んだ書であったことが窺われる。第1章「中国中世官撰陰陽書の成立と展開」では、隋代までの書籍目録の分析を通じて、諸子百家の一たる陰陽家に由来する陰陽家書が6世紀には散佚し、それ以降は専ら、陰陽家の学説の影響を受けた技術系の占ト書を指して「陰陽書」と呼ばれるようになったことを示す。また、唐代以降は、王朝が礼制整備の一環として自ら陰陽書の編纂を行うようになるが、こうした官撰陰陽書は、思想統制の側面を有しつつ、民間の陰陽書の内容を選択的に取り入れて編まれた書物であり、「経書」すなわち権威ある指針の書として奉じられるようになったことを指摘する。</p> <p>9世紀末に成立した日本最古の図書目録たる『日本国見在書目録』には、『新撰陰陽書』と『大唐陰陽書』の2種の陰陽書(いずれも中国では散佚)を著録するが、これらと同じ表題をもつ写本が日本の複数の研究機関に所蔵されている。序説としての第1章に続く2つの章では、これら2種の陰陽書写本を仔細に読み解くことで、その正体を解明し、史料としての位置づけを明らかにする。</p> <p>第2章で取り上げる『新陰陽書』は、早稲田大学図書館所蔵本(以下、「早稲田本」)の外題に「新撰陰陽書」と記されることから、『日本国見在書目録』所載の『新撰陰陽書』そのものであると見なされることがあった。本章では、早稲田本と宮内庁書陵部本の2種について精査し、該書の内容を読み解き、その正体の解明を試みる。その結果、①本写本は「宅凶」と「相墓地法」、つまり、居所と墓地の選択法に関するものである、②本写本は、中国敦煌出土の同種の書籍(10~11世紀頃のもの)および北宋時代に編纂された『地理新書』と内容上の共通点を有する、③本写本中に唐朝の避諱が見られる、等の特徴を指摘し、本写本が中国から将来された陰陽書であることを明らかにする。な</p>			

お、佚文から推測される『新撰陰陽書』の内容と、今回検討した写本内容との間には、相通ずる部分も見受けられるものの、両者が同一の書物であるか否かについては、慎重に判断を保留している。

第3章は、日本国内に所蔵される、『大唐陰陽書』と題される写本9種に関する研究である。『日本国見在書目録』に『大唐陰陽書』（唐・呂才撰）の名が見えることから、この書物が平安時代の日本にもたらされていたことは、夙に知られていた。問題は、本章で取り上げる『大唐陰陽書』が呂才の『大唐陰陽書』であるか否かである。従来、この問題に関する研究では、写本の伝来と奥書の検討が中心となってきたが、本章では、写本の構成と内容に踏み込んだ検討がなされ、その結果、巻32・33のみを残す日本現存の『大唐陰陽書』は、唐・玄宗時代（8世紀前半）に編纂された『大衍曆』の「曆注」（曆に記載される吉凶・運勢などの事項）であることが明らかにされた。

第4章は、第3章で考察の対象となった『大唐陰陽書』に附された「朱筆曆注」について考察を加えたものである。朱筆曆注とは、10世紀の日本で編まれた具注曆から見られるようになった、朱筆で書かれた曆注である。これについては、従来、曆法研究の一環として言及されることはあったが、その淵源がどこにあるかについては等閑視されてきた。本章では、その内容に深く立ち入った分析検討がなされ、その結果、曆注が基づいた知識はおおむね漢籍に根拠が見られること、曆注じたいは日本で付けられたこと、曆注の中には日本独自のものもあること、等が明らかにされた。

結論では、唐宋時代に編纂された官撰陰陽書の歴史的な位置づけと、日本に現存する陰陽書2種の史料価値とが述べられる。すなわち、諸子百家の一つであった陰陽家の学説を記した書と占トの技術を記した書とを淵源とする陰陽書は、本来、民間に由来する書物であったが、唐代になって、王朝による礼制整備の一環として陰陽書の編纂が行われるようになると、その性格にも変化が見られるようになった。官撰書となったことにより権威性が具備されたのである。日本に現存する『新陰陽書』『大唐陰陽書』は、そうした唐代の官撰陰陽書の内容を今に伝える貴重な史料であり、これを仔細に分析することにより、失われた官撰陰陽書を部分的に復元することが可能となる。但し、『大唐陰陽書』に関しては、伝承の過程で日本的要素が附加された。朱筆曆注はその具体例である。

(論文審査の結果の要旨)

本論文で取り上げられる「陰陽書」とは、前近代の中国において宅地や墓葬地、日取り等を選択する術を記した一種の技術書である。その技術の背景には、戦国時代以来、陰陽家が形成してきた天文・暦数に関する学術があったが、本論文第1章で明らかにされるように、陰陽家による書物の系譜は隋代以前に途絶えた。したがって、遣唐使等により日本に将来された陰陽書は、技術書としての色彩を帯びたものであったことになる。

9世紀末の京都で編まれた『日本国見在書目録』は、わが国最古の図書目録であるが、そこには『新撰陰陽書』と『大唐陰陽書』という2種の陰陽書が著録されている。そして、これと同じ表題を持つ写本が、現在、日本の研究機関に所蔵されているのである。本論文は、この2種の陰陽書を主要な題材として、唐宋時代の中国で編まれた陰陽書——それらは「官撰」、つまり、王朝自らが編纂した書物であった——の内容について考察を加えたものである。

唐宋時代の官撰陰陽書を研究するのに、なぜ、日本に現存する写本を使用しなければならないか。それは、前掲の陰陽書を含めて、唐宋時代の官撰陰陽書がほぼ散佚しているからである。たとえば、本論文第2章で考察対象とされた『新陰陽書』は、ある写本では「新撰陰陽書」の外題をもつために、『日本国見在書目録』に記載される『新撰陰陽書』と見なされることがあった。第3章で取り上げられた『大唐陰陽書』についても、表題が同じであるという理由で、唐代の官撰陰陽書そのものと理解されることがあった。本論文は、こうした表題を有する写本が詰まるところ一体いかなる書物なのかを解明することを目的の一つとする。

研究手法は極めてオーソドックスである。すなわち、まず各種写本の由来を検討した上で、拠るべきテキストを定め、その釈文を提示し、校訂を行う。その上で、内容についての分析を行い、記述内容を明らかにし、他の文献(敦煌出土の宅経葬書、北宋に編纂された『地理新書』、日本・室町時代の『暦林問答集』等)と比較し、その異同を探るといふものである。『新陰陽書』については早稲田大学図書館蔵本と宮内庁書陵部蔵本の2種の写本、『大唐陰陽書』については合計9種の写本が存するが、そのすべてのテキストについて仔細な検討をやり遂げた著者の力量は、高く評価されるべきである。

次に、この2つの章で得られた結論について述べる。まず、第2章で検討された『新陰陽書』の表題をもつ写本については、それを唐代に将来された書物に基づく陰陽書と結論づけ、『日本国見在書目録』所載の『新撰陰陽書』との関係づけについては慎重な態度を取っている。すなわち、後者については原書がすでに散佚しているため、独自に収集した佚文を手がかりにその内容を探っているものの決定打に欠け、写本の『新陰陽書』と同じであるか否かの判断を保留しているわけである。見方を変えれば、『新陰陽書』写本は、唐代の官撰陰陽書であるとは言い切れないということになり、論文タイトルとの関係を考えると、若干のもどかしさを禁じ得ない。しかし、これも武断を避ける著者の慎重な態度に由来するものであり、研究者として尊ばれる

べきものであろう。

第3章で取り上げられた『大唐陰陽書』（巻32・33のみが現存）については、それが唐・玄宗時代（8世紀前半）に成立した「大衍暦」の暦注であることが明らかにされる。この結論は著者の創見ではないけれども、従来の研究が写本の伝来と奥書の検討に終始していたのに対し、本研究は写本テキストの構成と内容に踏み込んでいる点で独創的である。つまり、本章における考察により、『大唐陰陽書』の表題をもつ写本は、『日本国見在書目録』に著録される『大唐陰陽書』そのものではないけれども、唐代官撰書である「大衍暦」暦注の貴重な写本であることが実証されたのである。「大衍暦」暦注もまた、中国では夙に散佚した書物であり、そのテキストがわが国に完全なかたちで伝存することを明示した意義は大きい。

第4章で取り上げられた『大唐陰陽書』の朱筆暦注は、上に述べた「大衍暦」暦注に朱筆で書き込まれた注記であり、本章はその内容を詳細に検討したものである。従来の研究が外形的な観察によるコメントに終始していたことを思うと、記述内容を仔細に検討した本章の研究結果は重要である。結論として、暦注が基づいた知識はおおむね漢籍に根拠が見られるが、暦注じたいは日本で付けられたこと、暦注の中には日本独自のものが見られること等を指摘する。わが国にもたらされた「大衍暦」暦注が、その受容の過程で独自の進化を遂げたことを、実証的に示した本章の意義は、極めて大きい。

なお、結論では、唐宋時代官撰陰陽書の歴史的位置づけと、日本に現存する陰陽書2種の史的価値について総括されており、本論文の研究史上の重要性をあらためて確認することができる。

以上、本論文は、唐宋時代官撰陰陽書について、わが国に写本として残る陰陽書を手がかりとして、その内容分析を中心に緻密な考証を行った論文として、高く評価できるものである。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和2年1月29日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降